

新型コロナウイルス感染症拡大にかかる緊急事態措置について(休業協力のお願い)

- 本県では、県民の皆様の生命と健康を守ることを最優先に、感染とその拡大防止のため、4月7日の「緊急事態宣言」を受け、それまでの週末の不要不急の外出自粛、夜間における接客を伴う飲食店、繁華街への外出の自粛等に加え、生活維持に必要な場合を除いた外出自粛等について、県民の皆様へお願いしてまいりました。
- しかしながら、現在の感染動向を踏まえると、これまでの外出自粛の取組みに加え、人と人との接触の機会をさらに徹底的に低減する取組みが必要です。
- 感染の拡大を一刻も早く食い止めるためには、今が大変重要な時期であり、県民の皆様の命と健康がかかっています。県民一人一人の行動が家族をはじめ、周りの人の命を守り、私たちのふるさととこの日本の国を守ることにあります。
- 事業者の皆様、そして県民の皆様には、大変なご不便、ご迷惑をおかけしますが、下記のとおり、事業者の皆様に対し、休業等についてご協力いただくよう要請することといたしました。
- 県民の皆様一人一人の行動で、事態が収束に向かうか否か決まっていきます。ぜひ、ご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

【要請等の概要】

<区域> 福岡県全域

<期間> 令和2年4月14日(火曜日)から5月6日(水曜日)まで

<基本的に休止を要請する施設>

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条に規定する施設のうち、社会生活を維持する上で必要な施設等を除いた施設

※上記に該当しないが、使用停止が望ましい施設についても、特措法によらない施設の使用停止の協力を依頼

- 詳しくは、県ホームページをご覧ください。
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid19emergency-details.html>
- 休業要請等に関する相談は、下記の専用ダイヤルで対応しています。
福岡県新型コロナウイルス感染症一般相談窓口(24時間対応)
TEL 092-643-3288
FAX 092-643-3697